


# 開発行為事前審査協議書【記入例】

※各課と協議後、本書を都市計画課に提出すること

事前審査	協議先	主な協議事項	協議者 (押印)	協議日時	協議内容・結果等
都市計画課	都市政策係(事務局) 公園緑地係(公園)	・開発事務全般 ・用途地域 ・公園緑地 ・都市計画道路		/	・飯塚市では過去に浸水等の被害がたびたび発生していますので、現地の調査を十分に行って排水計画の作成をお願い致します。 ・接道要件などの建築基準法上の確認につきましては、県土整備事務所の建築指導課へ協議を必ずお願いいたします。 ・関係法令を遵守され、開発行為を進めてください。 ・本審査後に協議及び問題等が発生した場合は、関係課と詳細に協議し、追加協議事項を事務局まで速やかに報告をお願いします。
土木管理課	開発指導係(5F)	・道路 ・安全施設 ・駐車場 ・排水		/	
土木建設課	建設係(5F)	・構造物 ・切盛土 ・がけ面		/	それぞれの協議事項について、左記の担当課と協議を行い、 ①「協議者」の押印 ②「協議日時」の記入 ③「協議内容・結果等」の記入 を受けてください。
農業土木課	農業土木係(5F)	・農業用施設 ・農業用水利 ・排水		/	
企業局	●場所:穂波庁舎(2F) 上水道課(お客様センター)	・給水協議		/	
	●場所:穂波庁舎(2F) 下水道課(管理係)	・公共下水 ・排水 ・浄化槽		/	
	●場所:穂波庁舎(2F) 企業管理課(業務係)	・受益者負担金		/	
防災安全課 (市民窓口課)	旧飯塚地区 本庁(3F) 消防安全係 旧町地区 各支所市民環境係・市民窓口係	・消防水利 ・防犯灯		/	
建築課	(5F)	・建築基準法		/	
環境対策課	●場所:クリーンセンター内 総務係	・ゴミ集積施設		/	
文化課	●場所:市歴史資料館内 文化財保護推進室	・文化財(埋蔵)		/	
農業委員会	農委事務局(4F)	・農地法(転用)		/	
環境整備課	環境衛生係(6F)	・環境保全		/	
財産活用課	財産管理係(4F)	・公共施設等帰属(寄付)		/	・官民境界に永久杭を設置してください。 ・寄付・帰属地に抵当権等の所有権以外の登記設定がある場合は、寄付・帰属前に抹消してください。
経済建設課	各支所 (穂波・庄内・穎田・筑穂)	・道路 ・安全施設 ・農業用施設 ・農業用水利 ・排水		/	
まちづくり推進課	まちづくり推進係(4F)	・自治会の加入について		/	

各施設の連絡先 市外局 (0948)

①本庁 22-5500 ②穂波 22-0380 ③庄内 82-1200 ④穎田 92-2211 ⑤筑穂 72-1100 ⑥クリーンセンター 22-1551 ⑦歴史資料館 25-2930

# 開発行為事前審査協議書

※各課と協議後、本書を都市計画課に提出すること

事前審査	協議先	主な協議事項	協議者 (押印)	協議日時	協議内容・結果等
都市計画課	都市政策係(事務局) 公園緑地係(公園)	・開発事務全般 ・用途地域 ・公園緑地 ・都市計画道路		/	・飯塚市では過去に浸水等の被害がたびたび発生していますので、現地の調査を十分に行って排水計画の作成をお願い致します。 ・接道要件などの建築基準法上の確認につきましては、県土整備事務所の建築指導課へ協議を必ずお願いいたします。 ・関係法令を遵守され、開発行為を進めてください。 ・本審査後に協議及び問題等が発生した場合は、関係課と詳細に協議し、追加協議事項を事務局まで速やかに報告をお願いします。
土木管理課	開発指導係(5F)	・道路 ・安全施設 ・駐車場 ・排水		/	
土木建設課	建設係(5F)	・構造物 ・切盛土 ・がけ面		/	
農業土木課	農業土木係(5F)	・農業用施設 ・農業用水利 ・排水		/	
企業局	●場所:穂波庁舎(2F) 上水道課(お客様センター)	・給水協議		/	
	●場所:穂波庁舎(2F) 下水道課(管理係)	・公共下水 ・排水 ・浄化槽		/	
	●場所:穂波庁舎(2F) 企業管理課(業務係)	・受益者負担金		/	
防災安全課 (市民窓口課)	旧飯塚地区 本庁(3F) 消防安全係 旧町地区 各支所市民環境係・市民窓口係	・消防水利 ・防犯灯		/	
建築課	(5F)	・建築基準法		/	
環境対策課	●場所:クリーンセンター内 総務係	・ゴミ集積施設		/	
文化課	●場所:市歴史資料館内 文化財保護推進室	・文化財(埋蔵)		/	
農業委員会	農委事務局(4F)	・農地法(転用)		/	
環境整備課	環境衛生係(6F)	・環境保全		/	
財産活用課	財産管理係(4F)	・公共施設等帰属(寄付)		/	・官民境界に永久杭を設置してください。 ・寄付・帰属地に抵当権等の所有権以外の登記設定がある場合は、寄付・帰属前に抹消してください。
経済建設課	各支所 (穂波・庄内・穎田・筑穂)	・道路 ・安全施設 ・農業用施設 ・農業用水利 ・排水		/	
まちづくり推進課	まちづくり推進係(4F)	・自治会の加入について		/	

各施設の連絡先 市外局 (0948)

①本庁 22-5500 ②穂波 22-0380 ③庄内 82-1200 ④穎田 92-2211 ⑤筑穂 72-1100 ⑥クリーンセンター 22-1551 ⑦歴史資料館 25-2930